

労働保険事務組合制度のご案内



労働保険は強制保険であり、正社員だけでなくパート、アルバイトなど従業員を1人でも雇い入れている事業主は労働保険に加入する義務があります。

故意または重大な過失により加入手続きを怠っている場合には、遡って保険料や追徴金を徴収されるほか、労働災害が発生し労災保険給付が行われた場合には労災保険給付に要した金額の全額または一部を徴収されます。

労働保険事務組合は厚生労働大臣の認可により、事業主から事務委託を受けて手続きなどを行う団体であり、松江商工会議所もそのひとつです。



事務委託にあたって

松江商工会議所にご入会ください。

業種により概算保険料額の6～8% (税別) の事務委託手数料が必要となります。

～お問合せ先～

松江商工会議所 総務課
松江市母衣町55-4
TEL0852-23-1616
FAX0852-23-1656